

Title	小笠原長時の外交活動と同名氏族間交流
Sub Title	The diplomatic activities of Nagatoki Ogasawara and his exchanges with relatives
Author	村石, 正行(Muraishi, Masayuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.1/2 (2013. 4) ,p.39- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130400-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小笠原長時の外交活動と同名氏族間交流

村石正行

はじめに

本稿は、信濃国守護小笠原長時と小笠原同族との交流を明らかにするものである。

信濃守護家小笠原氏⁽¹⁾についての体系的な研究に市村威人氏⁽²⁾、小林計一郎氏⁽³⁾、南北朝以降の守護制度を論じた佐藤進一氏⁽³⁾の研究がある。

小笠原氏の本格的全国展開は承久の乱後に長清が阿波国守護職、長経が阿波国麻殖保地頭職、大井朝光が伊賀国虎武保地頭職を獲得してからで、特に戦国時代に至るまで阿波国にはその一族が盤踞した⁽⁴⁾。また京都には南北朝に幕府奉公衆として勤仕する氏族があらわれるなど中世後期には小笠原同名氏族が各地に分派した。このうち比較的史料で追える京都小笠原氏の動向については、

小笠原長時の外交活動と同名氏族間交流

古くは堀内千万藏氏・小山愛治氏の研究がある⁽⁵⁾。さらに二木謙一氏は故実の家という側面で詳細な研究をおこな⁽⁶⁾い、室町期から登場する小笠原弓馬故実が京都小笠原氏、ことに室町時代中期の持長以降の系統により継承されていったのであり、長時・貞慶・秀政といった信濃(府中)小笠原氏の系統に由来する江戸時代の諸礼法と相伝過程が異なることを明示した。水野哲雄氏は戦国期幕府論のなかで故実家小笠原備前守家と諸勢力との交流から、將軍近臣化の過程を明示した⁽⁷⁾。

いっぽう信濃小笠原氏のなかでは、長時の息子であり織田信長の家臣となり旧領回復をめざした貞慶⁽⁸⁾については比較的史料が多く、研究が進んでいる。このような研究蓄積に比べると長時についての専論はなく、その実像は不明である。長時が府中の領内統治で出した文書は現

存せず、「筥系大成」⁽⁹⁾や家臣溝口・二木氏らの家記、武田氏関係史料（「高白齋記」「甲陽軍鑑」等）などの記述によるしかない。流浪期の長時発給文書は「筥系大成附録」に案文二通が知られ、⁽¹⁰⁾原本では京都小笠原氏の菩提寺禅居庵に一通、本山寺（高槻市）に帰国を祈願した願文一通が残され、⁽¹¹⁾書状としては醍醐寺に一通、出家後の「小笠原正麟書状」⁽¹²⁾が一通知られるのみである。

長時の活動時期は①信濃在住期、②おもに在京した時期（流浪期1）、③三好家没落後に越後・会津に逗留した晩年期（流浪期2）と大まかに分類できるだろう。本稿では、比較的史料の追える流浪期1・2を中心に論じ、ここから長時の実像を考えたい。

一 京都における小笠原長時

（1）小笠原長時と京都小笠原氏

ここでは長時が京都小笠原氏と交流していた点を確認する。天文十九年（一五五〇）、足利義輝が正式に将軍位を継承した際に長時は進物を贈った。このときの媒介が、京都小笠原氏の嫡流で奉公衆の植盛である。

【史料一】「小笠原植盛書状案」⁽¹³⁾

御代替之御礼申入候、勢州申談、具馳走、被_レ成_レ御

内書候、玆重存候、次近年不慮御所被_レ取退_二之由、無_レ勿体_一候、就_レ其国之諸侍中、被_レ御下知申請_二事候者、重而可_レ被_レ仰上_一候、此旨勢州も以_レ別紙_二被_レ申候、猶自_レ我等_一熟可_レ申入_二由之間、何時も蒙_レ仰候者、聊不_レ可_レ存_二疎意_一候、只今可_レ申沙汰_二心中候へ共、御存分不_レ存知_一候条、無_レ其儀_一候、委細半竹齋可_レ被_レ申旨_二得_レ御意_一候、恐惶謹言、

（小笠原）
天文十九年
八月十四日

植盛在判

御屋形 人々御中

【包書】

御屋形 人々御中

備前守植盛

【史料一】は江戸時代中期の小倉藩譜代家臣により書写された「筥系大成附録」に収められる。⁽¹⁶⁾この案文には「御屋形者長時君也、備前守植盛者小笠原氏也」と附註される。⁽¹⁷⁾植盛は「其国の諸侍中につき、御下知申請せらる事候ば、重ねて仰上らるべし」と述べ、信濃国衆について將軍の下知が必要な場合は重ねて仰っしゃりたい、と信濃における紛争解決に尽力する旨を長時に伝える。⁽¹⁸⁾信濃守護家が、幕府奉公衆である在京同族と任国支配をめぐり交渉していたことがうかがえる。なお植盛の書状を持参し長時に口上した「半竹齋」は、「筥系

大成」によれば「使半竹齋は長慶に通ずる、或いは範竹か」とあり、三好長慶に関わる半俗の使僧である。¹⁹⁾三好氏と京都・信濃両小笠原氏が関係を有していたことが明瞭である点をまず指摘したい。

次の願文も長時と京都小笠原氏との関係を示すものである。

【史料二】「小笠原長時願文」⁽²⁰⁾

如「前々」至「于本意」者、蟻崎万疋之所、無「相違」可致「寄進」之状如「件」、

天文廿一年_子

六月吉日

大膳大夫長時（花押）

建仁寺摩利支天

長時は天文十七年（一五四八）には塩尻峠で武田晴信に敗れ、府中林城（松本市）から追われ、流浪生活に入った。清拙正澄の開山建仁寺禅居庵は京都小笠原氏の菩提寺で、信濃小笠原氏との関わりも深い。²²⁾小笠原氏の摩利支天信仰は禅居庵末寺である信濃国開善寺（飯田市）にも見られる。²³⁾禅居庵と小笠原氏との関係は十四世紀中頃までには成立した。²⁴⁾府中を追われている長時が蟻崎（松本市）の寄進を約した【史料二】は、在京同族のついでで帰国祈願したものである可能性が高い。

小笠原長時の外交活動と同名氏族間交流

(2) 小笠原長時と三好長慶

次の「醍醐寺文書」所収の【史料三】は長時の数少ない書状原本として知られながら、『信濃史料』をはじめその後の自治体史でも年代・人物比定していないため、その位置づけが明確ではない。そこで本章で改めて内容を検討しておこう。

【史料三】「小笠原長時書状」⁽²⁵⁾

御書謹而拜見仕候、如「尊意」、其以来逢不「申上」候、背「本意」候之事、迷惑候、随而筑前守難儀相煩候之条、萬事咲止存候処、道三葉致「相当」、如「形得」滅氣、先以御心安可「被」思召「候」、殊御祈念之由、蒙「仰候」、彼是以急度平癒仕候事、一身之満足存候、将亦依「有」御用「半途迄可」罷出「之由」、被「仰下」候、即可「罷出」候処、義興「于」今無「本復」与申、其上六郎殿馬御稽古不「得」隙候之条、何も年来致「無沙汰」候間、貴寺迄祇候仕、可「得」御意「候」、尊書之趣、次之折節筑前守・同奈良一右衛門尉可「申聞」候、此方拙者相当之儀候者、可「致」奉公「候」、此旨可「預」御披露「候」、恐々謹言、

六月廿九日

長時（花押）

（墨引・切封端書）

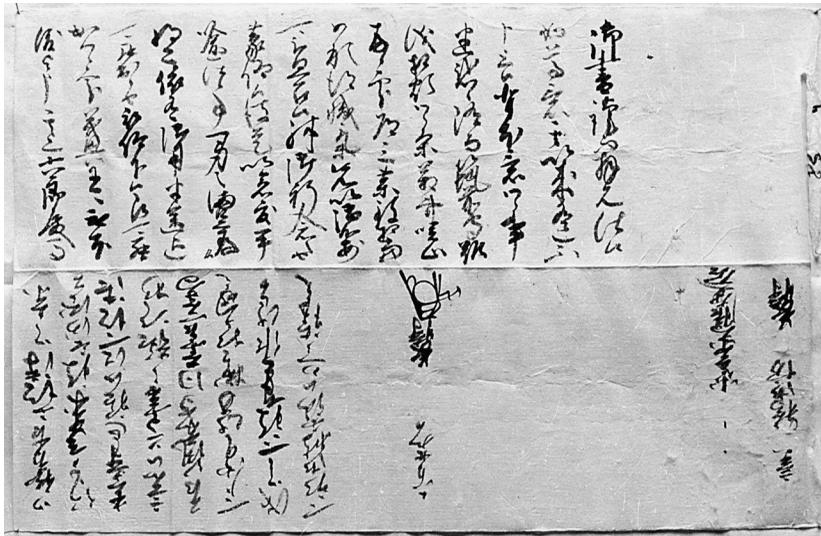


写真 「小笠原長時書状」(史料3 醍醐寺三宝院文書)

「一」 小笠原大膳大夫入道

四一(四二)

長時
(相法方)
室□□橋御坊」

『信濃史料』では文中の「義興」について周防国守護大名大内義興を宛てている。しかし義興は享祿元年(一五二八)に没しているから長時との接点はあり得ない。

内容は醍醐寺僧からの書状に対する長時返書である。

長時は次のように記す。「筑前守」が重病となったが、「道三」の調薬治療により回復の兆しがみえご安心下さい、特にご折棒をしていただいている由をうかがい、きつと「筑前守」は全快するでしょう、長時一身の満足です、醍醐寺の方へ出かけようとしたが「義興」の方から、まだ(筑前守が)本復していないと言うので、また「六郎殿」の馬の稽古に私も忙しいのでそちらに伺えずにいた、お手紙の内容は今度ついでの際に「筑前守」「奈良一右衛門尉」に伝えておきます、私の方で何かできるのであれば取次ぎますのでよろしく披露願いたい、といった内容である。

大病を患った筑前守とは誰だろうか。この史料から長時が醍醐寺と交流を持っていたことがうかがえるから、これは信濃在国中ではなく長時が在京している時代の文

書と推定することができる。長時の在京時代の人脈から考えると、筑前守を官途とする武將は三好長慶が挙げられる。長慶は筑前守叙任が天文十七年（一五四八）ごろ、永禄三年（一五六〇）一月二十一日から修理大夫に転任している。⁽²⁷⁾さらに、義興は長慶の長男義興を指すものと推定できる。義興は永禄三年一月二十一日に父に代わり筑前守に任じられている。文中で「義興」と「筑前守」とを使い分けているから、ここでは筑前守は息子義興ではなく長慶本人だろう。

「細川両家記」弘治四年条は「二月三日に細川の晴元御曹司芥川城において元服、長慶御馳走也。六郎殿と号」すと記す。⁽²⁸⁾細川晴元が長慶と対立し度々戦鬪を繰り返したが、天文二十一年（一五五二）両者の和議となり、長慶の居城芥川城で晴元の子聡明丸が人質になった。この聡明丸が弘治四年二月に元服し、六郎を名のった。この六郎こそ長時が馬術指南を連日行っていた相手その人である。二木氏は長時の家系を「弓馬故実家」とする系譜は江戸時代捏造されたもの、と指摘する。⁽²⁹⁾しかし【史料三】から、守護家の長時自身が京兆家嫡子に馬術指導を行い得る人物であったことが判明する。このことは京都小笠原氏だけでなく、長時あるいは信濃小笠原氏もま

た弓馬故実の撰取を綿々と行っていたことを推測させる。⁽³⁰⁾奈良一右衛門尉は、第二章で触れる永禄四年足利義輝の三好邸御成の際に加地権介・三好弓介・三好下野守・三好日向守とともに幕府奉公衆へ酌をした人物として見える。彼らは三好同名衆である。

以上、この書状から長時が三好家内部と深く結びついていたことがわかる。なお長慶に調葉している人物は、医学者曲直瀬正盛（道三）である。⁽³¹⁾

長慶が筑前守を名のるのは天文十七年から永禄三年の間であるから、この文書の年紀の上限は、細川聡明丸が六郎を名のる弘治四年（一五五八）二月以降、下限は長慶が修理大夫に転ずる永禄三年（一五六〇）一月以前となるから、この文書の年紀は永禄元年もしくは同二年六月二十九日と推定することができる。ちなみに長慶の動向を見ると、永禄二年六月には撰津国へみずから軍勢を率い攻め入っているが、永禄元年六月九日からの白川口合戦では、長慶は出陣せず松永久秀を大将にし、三好長逸らが出陣している。⁽³²⁾長慶が「難儀相煩」ったとする長時の書状の記述に従えば、長慶はおそらく出陣も難しい身体状態だったと思われる。⁽³⁴⁾状況的に考えるとこの書状は永禄元年のものと推定しておきたい。

「醍醐寺文書」を注意深く見ると、このときの長慶の病に関して長慶の周辺と醍醐寺とのやりとりを示す文書がいくつか残され、このとき長慶の病は比較的早く回復したことがうかがえる。この時の幕府からの醍醐寺への取次は奉公衆大和晴完である。⁽³⁵⁾

①六月二十二日「大和晴完書状」⁽³⁶⁾によれば、「三好筑前守一昨日より傷寒」、「熱氣指相煩」ったことが記され晴完が護摩祈禱を醍醐寺側に依頼している。

②六月二十四日「大和晴完書状」⁽³⁷⁾には長慶が「撫物」を所望したとある。患部に相当する人形の部位を撫でて祈禱をおこなったのだろう。

③六月二十八日「大和晴完書状」⁽³⁸⁾では晴完が自ら芥川城へ幕府の使者として下向していること、その際「筑前守得大駿」候間、諸人満足仕候、程々御祈念之驗存計候」とあり、醍醐寺での祈禱の効果が現れ、芥川の長慶周辺が満足している様を伝える。それは二十九日付の長時の書状(【史料三】)に「一身之満足存候」とあるが如くである。

④さらに七月七日「大和晴完書状」⁽³⁹⁾でも護摩修法がおこなわれたことを感謝し、長慶が「徐々本服」した、「臆而其證申入」れると伝える。さらに「以小笠原主

人「御書届遣候」と「小笠原主人」が書状を届けると記すのである。一連の流れからこの史料に見える「小笠原主人」とは長時を指すと考えて相異あるまい。幕府奉公衆で申次である晴完⁽⁴⁰⁾にとり、同じく奉公衆である小笠原植盛の同族で宗家である長時がまさに「小笠原主人」である。【史料三】で長時が「此方拙者相当之儀候者、可致奉公」候」と述べているように醍醐寺側と三好家との間の取次を行っており、長時が長慶側の交渉担当者として活動していることがうかがえる。「笠系大成」は「長慶は長清^(二)男長房の九代、信濃守義長阿州三好邑に住し、以て称号として、義長の孫筑前守長輝二男、薩摩守長基の長子也、時に天下権を執り、永祿七年卒す、法諱眠室、公にすすめて聚光院と号す、將軍義輝卿に謁し、長慶先祖正統を忘れず、長時を撰州芥川に招き、厚くこれを接待す」と記す。長慶が阿波国に移住した小笠原氏の末裔であるとする。戦国期の阿波には小笠原姓を称するものが多い⁽⁴¹⁾。それらの系譜については判然としない部分もあるが、三好氏自身が小笠原流を強く意識していたことは事実である。一連の醍醐寺文書は、これまで系譜類でしかうかがえなかった長時と長慶との同族関係が具体的に確認できる史料であることを強調したい。

二 三好長慶政権と小笠原長時

この章では三好・松永政権についての今谷氏の研究⁽⁴²⁾のもとに、三好政権のなかに長時の動きを位置づける。

天文十九年（一五五〇）七月、三好氏に京を追われていた新將軍義輝に対し、長時は代替りの進物をおこなった。伊勢貞孝がこれを將軍に披露した。翌八月、貞孝と通じた奉公衆小笠原植盛が、長時に書状をもたらしした。天文二十一年一月、義輝は長慶と和議をなし入京した。このとき細川晴元の子聡明丸が長慶のもとで人質となったことは先に触れた。しかし翌年一月、和議は決裂し長慶は義輝・晴元の軍勢と戦う。三好一族の芥川孫十郎が敵対したため、長慶は京から一時芥川へ拠点を移す。敗北した義輝は近江朽木へ逃れた。

「笠系大成」によると、長時が長慶のもとで賓客待遇をうけるようになるのは弘治元年（一五五五）ごろであるとする。しかし天文十九年段階で、長時は三好縁故の半竹斎と既につながりを持っているので、三好氏との関係は弘治元年以前から構築されていたはずである⁽⁴³⁾。

永祿二年（一五五九）三月には、幕府年始の儀に長時が自ら出仕、太刀・馬を進上している。

【史料四】「雑々聞檢書」⁽⁴⁴⁾

一、信濃小笠原御札被_レ申入、長慶執_レ申之、氏綱御_(細川)対面已後、小笠原一人御対面、御太刀・神馬進上、仍御盃拜領儀、懇望被_レ申之、既甲斐武田、先年御_(晴光)札被_レ申上時、大館殿依_(伊勢)御取合_(頂)項戴候間、以_(伊勢)其例_(有)意之由、以_(長慶)貞孝へ被_レ申之間、今日モ御盃頂戴、仍御太刀ニテ御札被_レ申入之、

【史料四】では長時の將軍対面の際の様子が記される。武田信虎が大館晴光の仲介で將軍から御盃を頂戴した。

長時は義光流の同族である甲斐武田氏のこの例をひきあいにしてこれを懇望、長慶と伊勢貞孝を介して御盃頂戴が実現したのである。

永祿四年三月三十日には、三好長慶の懇請で京都立売の三好邸に將軍義輝の異例の御成が実現した。この出来事についてみてみよう。

【史料五】「永祿四年三好亭御成記」⁽⁴⁵⁾

三月卅日未刻御成（中略）一、御相伴衆勸修寺一位_(勸修寺尹忠)殿、広橋大納言殿、飛鳥井中納言殿、藤宰相殿何へ_(広橋國光)も馬・太刀にて御礼有、右京大夫殿へ_(飛鳥井雅教)千疋、貞孝、_(高倉水相)大奥州、上民何も馬・太刀、竹内三位殿、小笠原備_(細川氏綱)前守、進士美作守殿、馬・太刀、此外之御供衆へ_(竹内孝也)

以「三向」被「給」之云々、馬・太刀不「被」遣「之」、(下略)

【史料五】は和議のなつた長慶のもとを將軍義輝が訪れるという、いわば三好家の政治的絶頂ともいえる出来事を記したものである。ここで幕閣随行者と三好家との献盃が繰り返された。御成を成功させた三好家から、小笠原植盛など將軍随伴の近臣に特別に礼物が進上された。この儀式の五日後、大館晴光を奉者として義輝の御内書が上杉謙信へ発せられた。ここに謙信は長時帰国のために奔走するよう命じられたのである。

【史料六】「足利義輝御内書」⁽⁴⁶⁾

小笠原大膳大夫帰国事、無「異議」様馳走可「為」神

妙「候、猶晴光可」申候也、

(永祿四年)
壬三月四日 (花押)^(義輝)

長尾弾正少弼とのへ

この文書がいささか唐突とも思えるこの時期に発給された経緯についてはわからないが、御成のタイミンクから勘案すると、長時と通じる三好氏の手引きがあったとみるべきではなからうか。三好氏膝下の寺院に出された同月付の【史料七】は、復帰に対する長時の強い意識が垣間見えるものである。

【史料七】「小笠原長時願文」⁽⁴⁷⁾

信州於「本意」者二千疋之地寄進可「申候、弥御祈念
頼入候、恐々謹言、

永祿四年 酉

閏三月吉日 長時 (花押)

本山寺

别当床下

本山寺は松永久秀の祈願寺で三好氏との関わりも深い。長時はこの寺の別当に信濃への復帰祈願を依頼したのである。同日付の子喜三郎による書状によれば、「今度下国身上儀に付き、存分の儘候ば、其相応の地に随い寄進申すべく候」とあり、これが実際に「下国」する際のものとして判断される。喜三郎は貞慶の通称だがこの時点で貞虎の諱を名乗っている。父と兄長隆らとともに天文二十一年までに上杉謙信のもとへ赴いていることから、この名は景虎の偏諱と考えられている⁽⁴⁸⁾。兄長隆はその後も越後国にとどまり、小笠原家は越後国と一定の関係を保ち続けた。「笠原大成」では、この年貞慶が越後に下向した記録はないが、小笠原氏の信濃帰国を実現するため、御内書とともに貞慶が越後へ下つた可能性は高い。

永祿七年 (一五六四) の長慶没後も長時は摂津国に居

留していた。翌年五月、三好義継・松永久秀らが將軍義輝を殺害し、義栄を擁立する。長時は翌九年、義栄に対し同族赤沢篁斎を使者として馬と太刀を献じ、義栄からの返礼があつた。⁽⁵⁰⁾永禄十一年九月、長時は越後から戻つた貞慶とともに広橋大納言国光邸で宴席に列した。⁽⁵¹⁾しかし織田信長が義昭を奉じて入京すると、芥川城が信長軍によつて攻撃され、長時の妻らが捕らえられ人質となつた。⁽⁵²⁾長時ら三人は落城直前に再び上杉謙信のもとを訪れ旧領への復帰を強く望んだ。⁽⁵³⁾長時の弟信定は畿内に残留し、三好勢とともに足利義昭の將軍就任を阻止するため出陣した。⁽⁵⁴⁾信定は桂川合戦で戦死している。⁽⁵⁵⁾長時は、元龜二年（一五七二）には再上洛し仕丁五郎のもとで寓居し、山科言経と対面した。⁽⁵⁶⁾

三 織田信長政権における小笠原氏の立場

長時の子貞慶は父と異なり信長の家臣となつた。その活動はあくまで小笠原氏の信濃復帰を前提としたもので

⁽⁵⁷⁾ある。栗野俊之氏ら先行研究が指摘しているように、長
（58）
（59）
北大名への信長の使者としてののみ関わるからである。

貞慶は天正六年（一五七八）以降越後担当使者として
（60）
信長による对上杉景勝包圍網の形成にも関わつた。

問題なのは、貞慶のこうした一連の活動と長時の活動
とが符合するものかどうかということである。そこでこ
れまでほとんど触れられてこなかつたこの時期の長時の
動きを見てみよう。

まず天正六年、謙信死後の御館の乱で長時は景虎方の
使者としてあらわれる。御館に景虎方の本庄清七郎・北
条景広が入り臨戦態勢をとると、十月二十四日に景勝が
攻撃を加え、景虎勢は館際まで追い詰められた。⁽⁶¹⁾劣勢に
なつた景虎は、長時を使者にたて、御館の守備を嚴重に
することを「横目」の者、すなわち前線に交錯する境目
の武士たちに伝えたこと、本庄を琵琶島善次郎に遣わし、
昼夜の警備・普請を油断なくおこなうことを伝えた。謙
信死後も、下越地方に有力与党を有する景虎が蘆名氏と
の連携を模索していることにも注目したい。⁽⁶²⁾

蘆名盛氏のもとに長時が身を寄せたことは「笠系大

成」によって知られる伝記である。また会津入りしたの
は謙信没直後ととらえられてきた。⁽⁶⁴⁾しかし長時が謙信死
後もしばらく越後にとどまっていたことは前述の通りで
ある。しかし御館の乱で景勝が景虎を滅ぼすと、後ろ盾
を失った長時は会津へ活動拠点を移した。近年、会津に
おける小笠原父子の活動に新たな視点を加える史料が発
見された。長時が田村清康にあてた書状である。

【史料九】「小笠原長時書状」

雖「未申通候」、一筆令「啓候」、仍今度彦七郎方同心候
而被「罷越」候、宗林(小笠原(66))斎固ク被「成置」付而、雖「斟酌
候」、今般別而京都二候同名備前守同前相定候間、其
分別相極候、互之為、可「然様」、其取成憑入候、又
自今以後可「申談」覚悟二候、御同意為「本懐」へく候、
隨而貞慶其元二在留中、入魂、於「入道」快然二候、
向様夏中、与「風參」、以「面萬々可」申承「候間」、不
レ具、恐々謹言、

六月三日

正麟 (花押)

田村右衛門大夫殿御宿所

信長に帰属した貞慶は家督相続のため天正七年(一五
七九)に会津の長時の元を訪れ、父から家伝文書のほか
什物を受け継いだことは系譜上では知られていた。⁽⁶⁷⁾【史

料九】の書状では長時が貞慶の田村逗留に関し清康に謝
している。清顕時代の田村氏は佐竹・蘆名・二階堂氏な
どと対立し軍事的緊張にあったが、天正六年ごろ蘆名、
佐竹と一時的に和睦し同盟関係を持った。しかし翌年清
顕の娘と伊達政宗との婚儀が成立すると、田村氏は伊達
氏と連合し、ふたたび佐竹・蘆名氏などと対立に至る。

書状の内容は難解である。旧稿では史料紹介の速報性
もあり、内容理解や比定に留保した部分もあり十分な紹
介になっていない。そこで改めて解釈すると、おおよそ
大意は次のようであろうか。彦七郎が同心し長時のもと
へやってきた、(田村家臣)小笠原宗林斎がこれを強く
止めたので、自分は斟酌したけれども、今般京都にいる
小笠原同名備前守(秀清)がこのことについてすでに定
めているので、自分(長時)もよくよく分別を決めた、
互い(田村と蘆名か)のためしかるべきよう、その取り
なしをよろしく頼みます、今後は相談する覚悟だから、
ご同意いただければ本望である、貞慶がそちらに在留中
は懇意にしてみたい自分は心地よい、詳しくは直接お会
いしてお話いたします、などと記されている。

人物について比定する。本文中の彦七郎は、伊達氏の
記録により田村庶子田村顕定の子小野彦七郎と推定で

さる。⁽⁷⁰⁾宛所の右衛門大夫は「田村系図」によると清康に比定できる。清康は顕定の娘をめとっている。⁽⁷¹⁾いずれも清頭一族である。「笠系大成」によれば、長時が会津若松に在留中、貞慶は三春城主田村清頭を頼ったとある。

時期を特定するため、貞慶の活動について追ってみよう。貞慶は天正三年（一五七五）頃から織田信長の家臣として活動し、天正七年から八年の六月ごろまで会津の長時を訪ねた。長時が会津に身を寄せたのが天正七年頃、それ以降で貞慶が会津を訪れたのは天正七、八年と天正十年冬であること、長時は天正十一年二月に没するから、この文書の年号は天正七年もしくは八年と比定できる。

「笠系大成六」天正七年条には「貞慶若松に来て長時に謁し、長時の使、家宝名剣文書等悉く貞慶に授く也、明年庚辰夏五月下旬或曰五月中旬又曰六月下旬若松を出で畿内に赴く」とある。【史料九】には「貞慶其元二在留中」とあり、この書状が貞慶逗留後に記したものと受け取れるので、⁽⁷²⁾次は天正八年六月と絞ることができる。長時は「入道快然」と記す。出家し正麟を名のっていた長時が、貞慶を親しく遇した清康に対し満足の意を表した、というのである。田村・蘆名両家は当時対立関係にあった。蘆名家に居留していた長時は、小野彦七郎の内応に関わりがあ

った。彦七郎が蘆名氏へ内応したことは、元和八年の記録に「田村領小野の城代は清頭の伯父にて御座候、謀反申され会津へ附き申され候」とあることに合致する。⁽⁷³⁾長時は在京奉公衆小笠原秀清の名を出し、彦七郎の取り扱いはいつて秀清の決定に自分も心を決めただから、今後相談したいと述べている。田村家中は伊達政宗と愛姫の婚儀で伊達派と蘆名派とに路線対立が引き起こされ、これにより小野の内応も惹起した。この状況下に田村のもとを訪れた貞慶の動きは、天正三年以降の流れで捉えれば信長の外交戦略、特に景虎没後の対上杉工作の一環と考えるべきだろう。すなわち①貞慶の伊達氏に対する越後出兵要請、②景虎方だった長時の会津入り、蘆名氏の景勝諸将への誘因工作、③田村・伊達両氏間の融和と後述する小笠原宗林斎の取次、その直後の貞慶の田村訪問、などといった謙信死後の奥州における貞慶の活動が一定の意味を持つてくる。さらに【史料九】から想像すれば、田村・蘆名間の紛争解決に貞慶とともに長時が関わったのではないか。その解決の糸口として同族の京都小笠原氏を引き合いに出し紹介したのではなからうか。同族の奉公衆を通じて中央にコネクションを有する小笠原氏が奥州の大名間と中央との交渉に介在したのである。⁽⁷⁴⁾田村

家にも同名宗林齋がおり、【史料九】でみた同族長時との交流を持つほか、彼が伊達との取次となっていることも注目される。⁽⁷⁴⁾長時が景虎の死後蘆名家へ身を寄せることになるのは、小笠原氏の有した人的基盤としてのネットワークを地方大名に期待されていたものではなかったか。六月十七日に盛氏が逝去すると、両家の対立は先鋭化する。その後の長時の活動を記す一次史料はない。いっぽう貞慶と田村家の関係は信長死後も続く。貞慶は豊臣秀吉の意を受け、田村宗顕に対し清顕死後の内紛に端を発する争乱の和議斡旋の書状を送っている。⁽⁷⁵⁾天正十六年（一五八八）のこの貞慶の動きは、秀吉による「奥州戦国に対する介入の一環」と評価できよう。藤木久志の述べるように、この年の秋の「南奥州の和」すなわち豊臣氏の下知による「和与の成立」が「戦国争乱の停止命令」であるとするなら、ここで貞慶は秀吉の上使として命を執達したことに他ならないのであり、紛争調停者としての役割を引き続き期待されていたことになる。⁽⁷⁶⁾

以上、長時や貞慶の田村家との接触は、京都小笠原氏ともども信長・秀吉政権の外交政策の文脈のなかで同名氏族が相互に連携をはかりつつ行動していた証左ととらえられよう。

結語

本稿でまず明らかにしたことの第一は、旧守護小笠原長時が、三好氏・上杉氏・蘆名氏といった諸大名のもとで活発な外交活動をおこなっていたことである。そこから読み取れるのは、従来の長時像に見られる「流浪」や「助けを求め」て国を転々とした、といった一面的な長時の姿ではない。

長時がこのような活発な外交関係を構築できた理由は何だったのか。第二に述べたことは、このような豊富な外交活動で有効な手段となったのが故実だったことと、外交だけでなく長慶を通じ細川京兆家の六郎の馬術教育係を務めたことからもうかがえる。すなわち故実相承者として長時が相応の期待をされていたのである。同様に貞慶も信長政権期には奥州・越後担当使者として勝頼・景勝包囲網の形成に関わり、故実伝授もおこなっている。地方戦国大名が中央の故実撰取を盛んにしていた事例は枚挙に暇ない。京都小笠原氏についても同様である。⁽⁷⁷⁾

第三に、小笠原氏の活発な外交を支えたのが同名氏族であった。室町・戦国期の在京・在国の同族間ネットワ

ークについては、在京赤沢氏と信濃赤沢氏の交流などに着目した井原今朝男⁽⁷⁸⁾氏の研究があり、筆者も奉行人諏方氏について検討した⁽⁷⁹⁾。特に井原氏は、再版荘園制の議論のなかで、室町期の東国荘園が何故再編成され得たのかという観点で、同族関係の紐帯を重視する。文明期信濃国山科家領を例に取り、細川氏内衆一宮氏の出自が阿波小笠原氏であり、信濃守護小笠原氏との「親族的ネットワーク」によって一宮氏が代官となり都と信濃との年貢収納を信用保証することで確保したことを論じた⁽⁸⁰⁾。この論証で、同名氏族間交流が特定の意図をもって構築されたことを明示した点で意義深い。

室町幕臣集団の多くが鎌倉幕府以来の東国御家人の系譜を引く氏族である⁽⁸¹⁾。信濃でも諏方氏や小笠原氏など、在京・在国の同族が同時期存在し、折に触れ交渉を重ねていた。本稿で指摘したように、三好氏や奉公衆小笠原氏が長時との同族意識を保持しながら外交を重ねていたということも重要である。長時は御館の乱以前では景虎方で使者となり御館の乱後から会津において田村・蘆名・伊達氏間の紛争に関わる外交に関与している。折しも貞慶が会津の父のもとを訪れているし、奥州の紛争解決に京都小笠原氏を介して長時が一定の関わりがあった

ことから、小笠原同族間のネットワークは密接に機能していたと考えるべきであろう。このように、地方において小笠原氏の持つ同名氏族間ネットワークに紛争解決の大きな役割が期待されていたと考える。長時自身も、小笠原氏の当主として京都を中心に活動する同族との接触さらに同族を通じて将軍権力や信長との結びつきを強く希求し信濃復帰をめざしたといえる。将軍権力のもとで守護復帰を目指した長時は、旧来の守護大名としての性格を脱しきれなかったということでもあり、独自の所領回復には至らなかつた。信長に近づき信濃本領回復をめざした貞慶だったが、武田滅亡による漁夫の利を得たのは木曾義昌であった。小笠原氏が信濃府中を奪還するのが、信長没後の混乱における貞慶の直接的軍事行動によるのは皮肉といえる。

残された課題もある。まず、在京同族が地域紛争を収束させる役割を期待されていたのは、小笠原氏に限ったことなのだろうか。

【史料十】「天文二年信州下向記」⁽⁸²⁾

(前略)六日丁丑晴、諏方^(長後)信濃守堅桐まで罷越し小笠原長^(種)□と対談の儀これある由申す(下略)

この史料は、醍醐寺理性院殿助が伊那文永寺に下向し

た折の日記である。諏方（高遠）頼継と小笠原長棟の抗争のなか、厳助が旅を進めるのだが、このとき「諏方信濃守が長棟と対談した」との伝聞を記す。諏方頼継は紀伊守を官途とし信濃守を名のつていない。後日の日記抄で、厳助は頼継について「諏訪高遠」と記すことから、この対談は頼継と長棟による直接会談を指すのではないのだろう。醍醐寺は幕府祈祷寺院で、厳助自身、幕府の枢要との関わりは深い。彼にとつて「諏方信濃守」といった場合、奉行人を世襲した京都諏方氏嫡流の官途を指すはずだろう。高遠・小笠原氏の和睦は実際には天文八年（一五三九）に成されるが、この日記で重要なのは、戦闘状態の両者を仲介したのが同名氏族の奉行人諏方長俊と想定できることである。幕府奉行人である在京同族が本貫国の担当となり紛争解決の一翼を担ったのである。京都諏方氏がしばしば信州使節に任命され信濃国諏方氏を訪れたのはこうした文脈でとらえるべきだろう。そしてそこには、いわゆるタテの「主従関係」だけでなくヨコの「同族関係」のネットワークが如実に存在している。このような在京と在国の同名氏族間のネットワークには、先に述べたように政治的な思惑、ことに同族の奉行人・奉公衆などを利用し在地の紛争解決を有利に運ぼうとす

る在国氏族の意図がかいま見える。長時を中心に小笠原氏はその人脈を利用し活発な同族外交を繰り広げたといえる。受け入れる地方大名にも、小笠原氏の同族や経歴、あるいは故実家としての側面など自家にとつてのメリットも多分にあつたろう。

旧守護小笠原氏が旧来の室町殿体制のなかでの信濃復帰＝守護「復権」をめざしたことは、結論的には小笠原氏が旧来の守護大名の域を脱し得なかつたと評することもできよう。しかし、川岡勉氏が「室町期守護は単なる地域権力ではない。守護は国家と地域社会の接点に位置することによって、中世後期の社会構成上きわめて重要な機能を果たす」と後期室町幕府体制を「室町幕府―守護体制論」と位置づけたように、むしろ筆者は、室町幕府による地域支配のあり方と在地社会とを総体的に考える上で、川岡氏のこの指摘は地域と中央とを結ぶ同族交流を考える際に改めて意味を持つてくる重要な論点であると考える。その意味で同名氏族が地方と中央（奉公衆や奉行人、京兆家被官など）とに併存し相互交流をおこなっていたのは信濃にとどまる問題ではないと考えるが、この点についての考証は今後の課題としたい。

註

- (1) 『建武中興を中心としたる信濃勤王史攷』一九三九年。『下伊那史』第六卷、一九七〇年など。
- (2) 小林計一郎『信濃中世史考』吉川弘文館、一九八二年。
- (3) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上、東京大学出版会、一九六七年。
- (4) 長江正一『三好長慶』一九六八年、吉川弘文館。
- (5) 堀内千万蔵『室町時代の京家小笠原氏』(第一次『信濃』六一九、一九三七年)。小山愛治『信濃史源考』六、歴史図書社、一九七六年、初出は一九四〇年。
- (6) 二本謙一『室町幕府弓馬故実家小笠原氏の成立』(『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年)。
- (7) 水野哲雄『室町幕府武家故実家京都小笠原氏の展開』(『九州史学』一四二、二〇〇五年)。
- (8) 主なものとして中川治男『小笠原貞慶の中興をめぐる』(『信濃』二十四一五、一九七二年)、粟野俊之『小笠原貞慶考』(『織豊政権と東国大名』吉川弘文館、二〇〇一年)がある。平山優『天正壬午の乱』は、天正十年以降の信濃国衆の動向と、北条・徳川・上杉ら大名権力とのせめぎ合いを体系的に論じる。このなかで貞慶の深志回復にいたる動向も描かれる。ただし本稿では小笠原氏の深志回復運動を小笠原同名氏族と長時とのネットワークを軸として論じるため、各氏の論旨と異なる。
- (9) 『新編信濃史料叢書』十二(信濃史料刊行会、一九七五年)。以下『新叢書』と略記。
- (10) 『書簡并証文集』(『信濃史料』十一卷、四六四～四六五頁)。以下『新叢書』と略記。
- (11) 小笠原長基も貞宗三十三回忌を禅居庵で執行している。『筥系大成四』(『新叢書』十二、二二一頁)。
- (12) 『本山寺文書』永禄四年閏三月吉日(高槻市しろあと歴史館『三好長慶の時代』二〇〇七年、所収)。
- (13) 『信史』十二卷、三四七頁。
- (14) 長野県立歴史館蔵。拙稿「小笠原長時の書状一通」(『長野県立歴史館研究紀要』十四、二〇〇八年、以下旧稿と略)。
- (15) 『信史』十一、四六六頁。
- (16) 『筥系大成解題』(『新叢書』十二、二頁)。付録は本編の典拠を掲出した史料編といえる。
- (17) 『信史』十一、四六七頁。
- (18) 同様の事例として、松尾小笠原氏が足利義尹に勤仕する石見小笠原氏から「於洛中」相応御用等御座候者可被「仰付」と「家中御取乱」の小笠原家の紛争解決支援を申し出された例がある(『新叢書』十二、四十三・四四頁)。
- (19) 『筥系大成六』天正六年条(『新叢書』十二、一五六～一七頁)。「溝口家記」の長時条には三好長慶が「範竹と云半俗を被遣御頼候」とある。
- (20) 建仁寺禅居庵文書(『信史』十一卷、五二四頁)。
- (21) 『筥系大成六』天文十九年十二月条(『新叢書』十二、一五四頁)。
- (22) 長禄二年(一四八五)、府中の小笠原清宗と惣領光康の対立時、幕府から光康への命に書状を副えたのが同族

小笠原長時の外交活動と同名氏族間交流

- で細川被官の赤沢政吉であったが、その副状には「委細禅居庵より可有御申候」とあり、光康と同族赤澤氏とを取り次いだのが禅居庵であった。(長禄二年)十月二十日「細川持賢書状」・同日「赤沢政吉書状」(『新叢書』十二)。以上は村石正行「諏訪社に残された足利義政の願文」(『年報三田中世史研究』十四、二〇〇七年)。
- (23) 飯田市美術博物館展示図録「中世信濃の名僧―知られざる禅僧たちの営みと造形」二〇〇五年。
- (24) 祇津宗伸「小笠原貞宗開善寺開基説成立の背景」(祇津「中世地域社会と仏教文化」法蔵館、二〇〇九年、初出論文は二〇〇八年)。
- (25) 年未詳六月二十九日「小笠原長時書状」(『醍醐寺三宝院文書』『信史』十二卷、三四七頁。読みは改めて写真版により補訂を加えた)。
- (26) 長江正一「『三好長慶』(吉川弘文館、一九六八年)、九六頁以降。
- (27) 永禄三年一月二十一日「正親町天皇口宣案」(『後鑑』四、七〇〇頁)。
- (28) 「細川両家記」(『群書類従』二十、六一五頁)。
- (29) 二木謙「『弓馬軍陣の作法』(同『中世武家の作法』吉川弘文館、一九九九年)。
- (30) 小笠原定基(松尾小笠原氏)が石見国の同名長隆と書状のやりとりをしている(注(18)前掲書)。足利義尹が大内義興と共に上洛した際に長隆も在京勤仕したこと、長隆が安西播磨守の手ほどきで馬医術の「指南」をうけたこと、長隆が松尾小笠原氏に対して「我等事、御一家端」と同族意識を有し、「一度御国へ遂参上」げたいと念願していることなどがわかる。さらにこの書状を定基へ持参し口上したのが安西氏でもあることから、書状を通じた同名氏族間交流とともに、松尾小笠原氏が在京する同族を介して学問撰取していたことも知られる。
- (31) 矢数道明『近世漢方医学史』名著出版、一九八一年。「寛政重修諸家譜」によれば長慶と道三との関係について「天文十五年光源院義輝に謁し、愛重せられ細川晴元、三好長慶、松永久秀等もあつくこれを遇す」と記す。史料三は具体的にこれを裏付けるもので、長慶が直接道三の治療を受けていたことが判明する。
- (32) 「細川氏綱淀城入事」(『足利季世記』『改定史籍集覧』十三、二一六―七頁)。
- (33) 「惟房公記」(『続々群書類従』五、永禄元年五月十九日条、四五二頁)、「公方勝軍地蔵工出張之事」(『足利季世記』『改定史籍集覧』十三、二二四―五頁)。
- (34) 三好長慶みずから署判する裁許状が天文二十四年(一五五五)から永禄二年の五年間にわたって集中的に発給されており(今谷明「三好・松永政権小考」(同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年)、しかも永禄二年十月以降この裁許状が一転して姿を消してしまう(今谷「落日の室町幕府」『戦国期の室町幕府』角川書店、一九七五年)。さらに、弘治四年(永禄元年)に限ると長慶の裁許状は一通も残されていない。それまで盛んに陣頭指揮を執っていた合戦に長慶自身が出陣することがこの時期ほとんどなくなっていた(注(26)長江前掲書、二三

○頁)。長慶が晩年病的であったのは、例えば連歌の席での様子が「屍」の如きであり〔載恩記〕『続群書類従』三十二下、六一三頁)、人目はばかりず「懐旧ノ涙頗り」に号泣し〔足利季世記 永祿四年五月六日条、改定史籍集覽 十三、一二〇頁〕、「長慶病中ニテ万事思慮ナク、弟安宅冬康をも殺害する〔足利季世記 永祿七年四月九日条、改定史籍集覽 十三、二二二―二二頁〕といった一連の記述からうかがえる。

(35) 奉公衆四番組の大和晴完が醍醐寺への祈祷依頼を取り次いでいることも注目される。晴完みずからも軍信太現修法の護日取を相伝する故実家であった〔大和忠左衛門〕『萩藩閥閥録』卷一八、「大和四郎左衛門」『萩藩閥閥録』卷六十五。木下聡「大和晴完宛室町幕府奉行人奉書解説」(柴辻俊六・丸島和洋・生駒哲郎編『史料集』「柴屋舎文庫」所蔵文書 日本史料研究会、二〇一一年、二十五頁)参照。晴完がその職能から、醍醐寺への取次役となったのだろう。

(36) 「醍醐寺文書」函二十四、九十四―一〔東京大学史料編纂所写真帳』中、六十七頁)。なお「醍醐寺文書聖教目録」二では(一)・(二)・(四)の一連の書状の差出人を「大宮晴元」に比定している。これは見返しのウケ書に「大宮晴元」とあることによる。しかし官務家の大宮氏は壬生家との対立で没落している(飯倉晴武「大永七年壬生・大宮両家和陸状の成立と大宮家の成立」『日本中世の政治と文書』吉川弘文館、二〇〇三年)。「大宮」は晴完の官途である(大和)宮内大輔を略記したものでしょう。

小笠原長時の外交活動と同名氏族間交流

実名の晴元も後掲注(37)の差出は「晴完」と読め、花押も(一)・(二)・(四)と同一であることから本稿では一連の文書の差出を「大和晴完」と特定した。

(37) 「醍醐寺文書」函二十四、九十四―一〔東京大学史料編纂所写真帳』中、六十六頁)。

(38) 『大日本古文書 醍醐寺文書之八』一七七八、一〇三・一〇四頁。

(39) 「醍醐寺文書」函二十四、九十一〔東京大学史料編纂所写真帳』中、六十三頁)。

(40) 大和晴完については伊藤正義「大和宗恕小伝」〔論集 日本文学 日本語』三、角川書店、一九七八年)、古川元也「故実家大和宗恕管見」〔年報 三田中世史研究』三、一九九六年)。

(41) 注(26)長江前掲書、一八二―一八五頁。

(42) 注(34)と同じ。

(43) 長時は天文二十一年(一五五二)、同族の草間氏の館に滞留した後、長尾景虎(以下謙信)のもとへ赴いた〔笠系大成六〕、天文二十一年条「新叢書」十二)。謙信が初度の上洛を行ったのが翌年第一回川中島合戦を終えた直後のことである。このとき謙信と本願寺証如との面会仲介をとったのが長慶であった〔本願寺天文日記』天文二十二年十一月十三日条)。この謙信の上洛と長時の関係は明らかではないが、その後の長慶と長時の関係を考えれば、謙信を長慶に引き合わせたものとして長時が関与した可能性がある。このように考えると長時もこの時謙信と同道して上洛し、そのまま三好家に滞留した可能

五五 (五五)

性が高くなる。同時期信濃国衆で有力な一向宗門徒高梨政頼も謙信上洛前に証如に面会している(『信史』補遺編上、三八八頁)。これらの事実は、川中島合戦が小笠原や高梨など武田氏に圧迫された信濃衆が謙信に救援を求めたことに端を発するとされる従来¹⁾の考え方に、再考を促すものといえよう。

- (44) 『信史』十二卷、一三九頁。また『伊勢貞助記』にも同様の記載がある(『後鑑』永祿二年三月条)。
- (45) 『永祿四年三好亭御成記』(『続群書類従』二十三下、二三四～四九頁)。
- (46) 『信史』十二卷、三四六頁。
- (47) 注(12)前掲書。
- (48) 平山優『天正壬午の乱』(学研、二〇一一年、四四頁)。
- (49) 『笠系大成六』小笠原長隆の項(『新叢書』十二、一六一頁)。
- (50) 『笠系大成六』(『新叢書』十二、一五七頁)。
- (51) 『言継卿記』永祿十一年九月一日条(『史料纂集』言継卿記』四、二六六頁)。
- (52) 『言継卿記』永祿十一年十月一日条(『史料纂集』言継卿記』四、二七三～四頁)。
- (53) 『謙信公御代御書集』永祿十一年七月条。
- (54) 『正統記』(『後鑑』四、八二七頁)。
- (55) 『笠系大成六』小笠原信定の項(『新叢書』十二、一五七頁)。
- (56) 『言継卿記』元龜二年三月十八日条(『史料纂集』言継卿記』四、四八五頁)。
- (57) (天正三年)二月二十六日「河尻秀隆書状案」(『書簡并証文集』『信史』十四卷、八十六頁)。この時期、小笠原氏と同様に信濃を追われた村上国清もまた信長から誘引されている(天正三年七月二十日「織田信長朱印状写」)。信長が信濃出兵にあたり信濃の旧族を利用していることは興味深い。
- (58) 注(8)栗野論文。栗野氏は、小笠原氏領を包摂する山城国富野郷が御料所であることから、この地を將軍義昭から給与された人物として貞慶を想定し、かかる点から京都における貞慶の活動を縷々推論する。しかし『兼見卿記』で貞慶として人物比定されている小笠原民部少輔は貞慶ではなく、京都小笠原秀清であり、また貞慶の在京活動や義昭との接点をうかがわせる直接史料がないことなどから、この富野郷は奉公衆京都小笠原氏の所領と捉えるべきではないだろうか。
- (59) 貞慶は小山・佐竹・田村ら関東・南奥州の大名の取次となつている。奥野高広「増訂織田信長文書の研究」吉川弘文館、一九八八年。信長は上杉家に対しては、共通の敵勝頼を「雖若輩候、信玄掟を守、可^レ為表裏」之条、無^レ由断之儀^レ候(天正二年六月二十九日付「織田信長朱印状」)「上越市史」別編一、五五一頁)と注意を促し、武田氏挾撃を呼びかけた。
- (60) ①大津長昌の書状を伊達政宗へ届け越後口への出兵要請を伝達(天正六年)十月十五日「大津長昌書状案」『信史』十四卷、三七四頁、②本庄氏や信濃高梨氏ら景勝家臣を内応させるための信長の工作に関与(天正九

- 年】十月十五日「織田信長書状案」『信史』十五卷、四十八頁、③揚北衆色部長真に日取・幕張故実を伝授（天正九年六月十日）「小笠原貞慶伝授状」『上史』二一四三・二一四四。なお揚北衆については同時期信長の工作による新発田重家の対景勝謀反が発覚している（天正九年六月十二日）「織田信長朱印状」『上史』別編二、二一四五。④天正六年十月二十四日「上杉景勝書状」『上史』別編二、一七〇七。
- (61) 天正六年十月二十四日「上杉景勝書状」『上史』別編二、一七〇七。
- (62) 天正六年 霜月三日「上杉景虎書状」『上史』別編二、一七一三。
- (63) 天正六年 五月二十九日「上杉景虎書状」『上史』別編二、一五三三。また蘆名盛氏の養子盛隆は景虎の死後、景勝と対立し、越後・会津境目の領主小川莊小田切氏を通じて揚北衆の取り込みをはかるなど阿賀野川流域への進出を試みている。小田切氏は上杉氏の配下だが「蘆名家ニモ奉公」（『文禄三年定納員数目録』『新叢書』十二、二八二頁）していた両属武士の典型である（藤木久志「境界の世界・両属の世界」（藤木「戦国史をみる目」校倉書房、一九九五年）。
- (64) 「筈系大成六」天正六年条（『新叢書』十二、一五六頁）。
- (65) 注(14)旧稿。
- (66) 宗林齋は「田村ノ家臣小笠原宗林齋」とみえ、伊達政宗と田村清顕娘との婚儀について伊達家から内容を取次いだ（『性山公治家記録』天正七年十月廿一日条、『三春町史』七、二二九頁）。なお貞慶が田村家を訪れたのが天

小笠原長時の外交活動と同名氏族間交流

- 正七年秋であるので関連がうかがえる。「伊達天正日記」天正十六年九月六日条（『三春町史』七、二二三頁）にも郡山田村衆のなかに「僧林齋」が見える。宗林齋は田村月齋などととも天正十六年（一五八八年）の田村内紛を経て伊達家臣となっている。また『史料九』により宗林も小笠原氏の同名氏族と推定できる。「小笠原清順讓状」（『新叢書』十二、十一頁）によれば信濃小笠原氏が陸奥国白河郡石河莊地頭職を得ていることから、この地に入部した一族との関連が想起される。
- (67) 「筈系大成六」天正七年条（『新叢書』十二、一五七頁）。
- (68) 大石直正「戦国大名会津蘆名氏」（『東北大名の研究』戦国大名論集二、吉川弘文館、一九八四年、二九〇・九一頁）。
- (69) 『福島県史』一、四四四～四四六頁。『三春町史』一、四四五～四四八頁。
- (70) 二本松藩士木代建達の記録「奥陽仙道表鑑」によると天正十二年（一五八四）に岩城常隆が赤沼城を攻撃した際、田村方小野隆信・清忠、大越信貫らとともに小野彦七郎が戦功をあげた。小野田村家の系図「坂上田村将軍由緒」によると、田村顕定が小野氏の祖である（『三春町史』七、四〇一～四〇二頁）。
- (71) 注(66)前掲書、四二五頁。
- (72) 「仙道会津元和八年覚書」（『二本松市史』三、二三八頁、一九八一年）。
- (73) 『兼見卿記』天正九年二月十一日条によれば小笠原秀

五七（五七）

清が信長の上洛の報を兼見に伝え、ついでには信長家臣の馬揃えの儀に参加するため、兼見から武家装束の借用を依頼した。京都小笠原氏も信長傘下となっていた。

(74) (天正六年) 十一月二十一日「伊達輝宗書状」(仙台市博物館所蔵) に宗林齋がみえ、伊達政宗と田村愛姫の婚儀について輝宗の意を取り次いでいる。

態令^レ啓候、仍彼祝言之事、年中被^レ立興之由、自清頭^レ承候、本望之至候、因茲路次番・日限等之事、今度申届候、其元取成任入候、書余国丹任^才覚候、恐々謹言、

拾月廿一日 輝宗(花押)

宗林齋

(75) 天正十六年六月十七日「小笠原貞慶書状」(青山文書『福島県史』七、五八九頁)。

(76) 藤木久志「関東奥両国惣無事令の成立」(藤木『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九八五年、五十三・四頁)。

(77) 奥州と京都小笠原氏との文化摂取の観点では入間田宣夫「八条流馬術の受容と戦国社会―大崎領・伊達領の場合―」(大石直正・小林清治編『陸奥国の戦国時代』古志書院、二〇〇四年) が小笠原植盛流馬術の相承について述べる。

(78) 井原今朝男「蜷川貞相の法楽和歌と領主間ネットワーク」(『日本史研究』五一五、二〇〇五年)。

(79) 「室町幕府奉行人諏訪氏の基礎的考察」(『長野県立歴史館研究紀要』十一、二〇〇五年)。

(80) 「室町期の代官請負契約と債務保証」(地方史研究協議会編『生活環境の歴史の変遷』雄山閣、二〇〇一年。のち井原『日本中世債務史の研究』東京大学出版会、二〇一一年再録)。

(81) 家永遵嗣『東京大学日本史学研究会叢書一 室町幕府將軍権力の研究』東京大学国史研究室、一九九五年。

(82) 「天文二年信州下向記」(『新叢書』十、五十一頁)。

(83) 「大祝諏方氏系図」(諏訪市博物館蔵)。

(84) 天文十四年五月十三日条(『殿助往年記』『改定史籍集覧』二十五)。

(85) 注(79)と同じ。

(86) たとえば諏方貞通(『増補続史料大成 斎藤親基日記』文正元年五月十二日条、一三九頁)など。

(87) 川岡勉『室町幕府と守護権力』吉川弘文館、二〇〇二年、八頁。

【付記】写真掲載に格段の便宜を図っていただいた総本山醜醐寺に対し厚く御礼申し上げます。